

令和8年経済センサス - 活動調査 調査票の記入のしかた



【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）
調査票を記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆ この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆ インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、「令和3年経済センサス - 活動調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆ 調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、18、19ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

記入上の 注意点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 記入した内容を訂正する場合は、**二重線で消して修正**してください。
※ 修正テープ・修正液は使用しないでください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

経済センサス - 活動調査
【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）

2～5ページ
4～6ページ
7～10ページ
11ページ

経済センサス - 活動調査
【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）

12～15ページ
16・17ページ



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

「通称名」欄には屋号（〇〇ホーム、△△不動産など）などを記入してください。
フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を記入してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ 記入者氏名 電話番号	トウケイ ツヨシ 統計 強 (03) 9876 - 4322 (内線: 9876)	市区町村コード 1 3 1 0 4 0 0 4 8 0 0 3 8 6	調査区番号 1	事業所番号 *	区分 1					
1 名称及び電話番号		フリガナ トウケイ ツヨシ	リフォームトウケイ							
正式名称		(有)統計建設 (株)リフォームTOKEI								
通称名		統計ホーム								
電話番号(代表)		(03) 9876 - 4322								
2 所在地		郵便番号 1 6 2 - 0 0 6 6	都道府県名 東京都	市区町村名 新宿区						
町丁・字・番地・号		若松町3丁目2番1号 若松第3ビル 2階								
3 この場所での事業所の開設時期		○ ① 平成27年 ② 平成28年 ③ 平成29年 ④ 平成30年 ⑤ 平成31年 ⑥ 令和2年 ⑦ 令和3年 ⑧ 令和4年 ⑨ 令和5年 ⑩ 令和6年 ⑪ 令和7年 ⑫ 令和8年 以前								
4 この事業所の従業者数		・6月1日現在の従業者数を記入してください。								
区分	(1) この事業所に所属する従業者数							(2) 受入者		
	① 個人業主 (個人経営の事業 主で、実際にこの 事業所を経営し ている人)	② 個人業主の家族 で無給の人	③ 有給役員 (個人経営以外 で役員報酬を 受けている人)	④ 無期雇用者 (期間を定めず に雇用してい る人(定年制 も含む))	⑤ 有期雇用者 (1か月以上 の期間を定めて 雇用している人)	⑥ 臨時雇用者 (1か月未満、 日々雇用)	⑦ 合計 (①~⑥の 合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、 別経営の事業所 へ出向又は派遣 している人)	⑨ 出向	⑩ 派遣
男	人	人	1 人	3 人	1 人	2 人	7 人	1 人	人	1 人
女	人	人	1 人	2 人	2 人	人	5 人	人	人	1 人
5 この事業所の主な事業の内容		『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。 ※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。								
(1) 主な事業の内容		木造建築の一部請負 総合リフォーム工事業								
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目		①	木造建築 リフォーム建築工事							
上記(1)主な事業の内容について、生産品、取扱商品 又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入し てください。		②								
		③								

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例を参考にして、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和7年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。
- 8 欄「この事業所の単独事業所・本所・支所の別等」の企業全体の主な事業の内容についても下記の記入例を参考にして、具体的に記入してください。

【記入例1】 主な事業の内容が「木造建築の一部請負」であった事業所が、主として各種建築物の改装又は軽微な増・改装工事を総合的に行う事業所となった場合

木造建築の一部請負 総合リフォーム工事業	
①	木造建築 リフォーム建築工事
②	改装工事
③	

【記入例2】 主な事業の内容が「不動産売買の業務」であった事業所が、主として不動産売買、賃貸の仲介をする事業所となった場合

不動産売買の業務 不動産売買・賃貸の仲介業務	
①	マンション
②	
③	

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
 - ・ 個人経営の事業所が株式会社になる（法人成り）など、経営組織を変更した場合
 - ・ 法人が新設（対等）合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合
 - ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

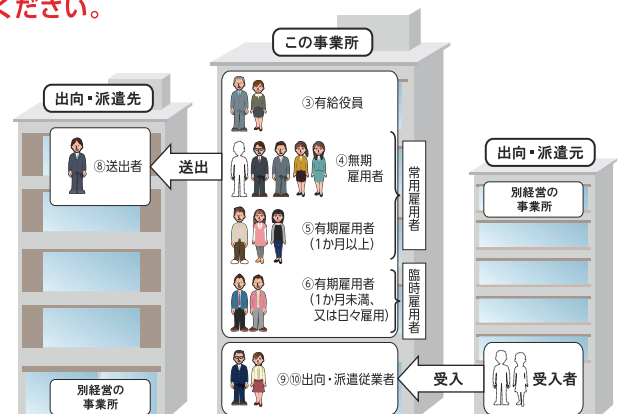
4 この事業所の従業者数

- 令和8年6月1日現在で、「(1)この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
また、「⑧送出者」欄及び「(2)受入者」欄については、下の図<事業所の従業者数の説明>を参考にしてください。

(1)この事業所に所属する従業者数	①個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、 そのうちの一人のみ を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。 ※ 個人業主欄には2以上の記載をしないでください。	
	②個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。	
	③有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業者には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。 ※ 個人経営の場合、「③有給役員」欄の記入は不要です。	
	常用雇用者	④無期雇用者	○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
		⑤有期雇用者（1か月以上）	○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
	⑦合計	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。	
⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人		
	○ 在籍出向など、出向元に籍を置いたままこの事業所で働いている人		
(2)受入者	⑨出向	○ 労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。（別経営の事業所の従業者となります。）	
	⑩派遣		

※ 「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」は**正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。**

<事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）>



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

6 経営組織

- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- 会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
- 法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等
- 「法人でない団体」で、調査票上部の「区分」欄が「1」の場合は、「8」欄以降の記入は不要です。

① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外 の法人	⑥ 外国の 会社	⑦ 法人でない 団体
会社				法人		

⑧欄は記入不要です。

7 法人番号

- 指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表サイト)により確認できます。

9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「」印を記入してください。

法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

- 囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所 (他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。)	② 本所・本社・本店 (他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。)	③ 支所・支社・支店 (他の場所にある本所の統括を受けている事業所。)
-------------------------------------	---	--

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数	国内	海外 (現地法人は除く)
	常用雇用者数	人
(3) 企業全体の主な事業の内容	支所数	事業所
	事業所	事業所

④ 本所の正式名称・所在地等

- 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号(代表)	() -
本所の所在地	〒 -

調査票上部の「区分」欄が「1」の場合は、記入おわりです。「2」の場合は、これ以降、「9」欄、「10」欄「①売上(収入)金額」及び第2面の「19」欄のみ記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み	② 税抜き
-------	-------

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 令和7年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
- ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 - 「①売上(収入)金額」：経常収益を記入
 - 「②費用総額」：経常費用を記入
 - 「③うち売上原価」：記入不要
 - 「主な費用項目」：各欄に記入
- ⑥欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は「①売上(収入)金額」のみを記入してください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				2	6	5	6	1	0,000
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)				2	5	1	0	7	0,000
③ うち売上原価				1	4	0	0	5	0,000
④ 給与総額				3	8	9	7		0,000
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)				3	3	1			0,000
⑥ 動産・不動産賃借料				3	8	7			0,000
⑦ 減価償却費				3	2	7			0,000
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)				2	5	7			0,000

⑥欄が「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれでおわりです。第2面の「19」欄にお進みください。

11 事業別売上(収入)金額

- 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7～10ページを参照してください。
- ⑩欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、「10」欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
- ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上(収入)金額									又は割合(%)
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 農業、林業、漁業の収入										0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)					3	0	0			0,000
⑤ 小売の商品販売額										0,000
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)				2	3	3	0	6		0,000
⑦ 不動産事業の収入				2	7	5	5			0,000
⑧ 物品賃貸事業の収入										0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入										0,000
⑩ 医療、福祉事業の収入										0,000
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入										0,000
⑫ 運輸、郵便事業の収入										0,000
⑬ 金融、保険事業の収入										0,000
⑭ 宿泊事業の収入										0,000
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入										0,000
⑯ 教育、学習支援事業の収入										0,000
⑰ 情報通信事業の収入										0,000
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										0,000
⑲ 上記以外のサービス事業の収入					2	0	0			0,000
合計										⑩欄①の売上(収入)金額

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

1 0 0

6 経営組織

- 「法人でない団体」には、複数の企業が一つの事業を行う「共同企業体」の事業所を含みます。

7 法人番号

- 13桁の法人番号を記入してください。
- 法人番号は、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。
- **会社法人等番号（12桁）ではありません。**
- **マイナンバー（個人番号）は絶対に記入しないでください。**
- 「-」などの記号は記入しないでください。
- 企業年金基金、健康保険組合、土地改良区などで、法人番号が指定されていない場合は、法人番号なしの□に「レ」印を記入してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

- ・ 他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない**1企業又は1組織で1事業所**の場合は、「**単独事業所**」となります。

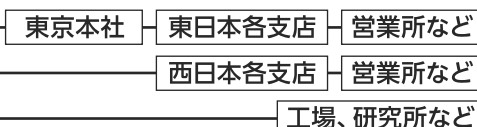
2. 本所・本社・本店

- ・ 他の場所に、同一経営の支所等があつて、**経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。**
- ・ **1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。**本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

大阪本社

3. 支所・支社・支店

- ・ 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「**支所・支社・支店**」となります。
- ・ 下の例のように名称に本社とあつても、他の事業所から統括を受けていれば、「**支所・支社・支店**」となります。



記入上の注意

- **フランチャイズ・チェーン店の場合**、フランチャイズ・チェーンの本部は**別経営の事業所であり**、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- **親会社**は「本所・本社・本店」ではありません。
- 単独事業所から本所・本社・本店になった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、「9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- (2) **企業全体の常用雇用者数及び支所数** **本所・本社・本店のみ記入**
<常用雇用者数>
 - **支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数**を国内と海外（**現地法人は除く**）に分けて記入してください。<支所数>
 - 支所数には、支所・支社・支店、工場、営業所などのほか、従業員がいる倉庫や福利厚生施設なども含めます（本所・本社・本店は含まない）。なお、海外現地法人は含めません。
- (3) **企業全体の主な事業の内容** **本所・本社・本店のみ記入**
 - 2ページの「5 この事業所の主な事業の内容」を参考にして、具体的に記入してください。
- (4) **本所の正式名称・所在地等** **支所・支社・支店のみ記入**
 - 本所の正式名称は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名等）を記入してください。
 - 所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 10 欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。

- 「10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」について … 6ページを参照してください。
- 「11 事業別売上（収入）金額」について … 7～10ページを参照してください。

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(5千円以上1万円未満の場合は、「1」万円、5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 令和7年1月から12月までの1年間について記入してください。
 - ※ 令和7年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください。
 - ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)
 ※ 会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
 なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。
- 「法人でない団体」の場合は、「①売上(収入)金額」欄に経常収益のみを記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
①売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 ・ 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収益を記入してください。
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常費用を記入してください。
③うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは、会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など(売上原価に含まれるもの)の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入不要です。
主な費用項目	④給与総額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上原価(人件費、製造原価に含まれる労務費)、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 ・ 役員(非常勤を含む)及び従業員(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。 ・ 別経営の事業所に出向・派遣している従業員に支給している給与を含めます。
	⑤福利厚生費(退職金を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
	⑥動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・ 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
	⑦減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。
	⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・ 収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 ・ 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・ 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

11 事業別売上(収入)金額

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満は四捨五入してください。)
 - 「¥」記号は記入しないでください。
 - **11** 欄「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「**5**この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。**なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。**
- 以下の例示を参考に、**10** 欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入(動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業)

- 農畜産物の生産(もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む)
- 農作物の害虫駆除
- 土地改良区の収入
- 畜産業でのきゅう肥による収入(堆きゅう肥加工を行っていない場合)
- 農業に直接関係するサービス業務(農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど)
- 林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産)
- 林業に直接関係するサービス業務(造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など)
- 水産動植物の養殖
- 漁業に直接関係するサービス業務(網の設置、養殖場での餌まき業務の受託)
- 自家栽培(取得)した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行った場合の収入
- × 有機質肥料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 他の事業所から購入した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行っている場合の収入 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の従業員が加工し出荷した場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 一般消費者が所有する穀類の精穀作業 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入(鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業)

- 採掘・採石現場での破碎・粉砕
- 砂、砂利、玉石等を採取(採石)して販売する場合の収入
- × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 採掘された岩石の破壊・粉砕を採石現場以外で行った場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」

③ 製造品の出荷額・加工賃収入額(製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業)

- 自己の製造した製品の他の企業への出荷額
- 自社で製造をしている事業者が、他の企業に委託又は下請けで製造させた生産品の出荷額
- 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入(加工賃収入)
- 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール(製造する設備・能力を有する場合)に関する収入
- 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入
- × 機械等の据付工事(製造品に含まれない場合) ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 製造した商品(菓子、パン、建具、畳など)をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)(購入した商品を別の事業者販売する事業)

- 他の者から購入した(仕入れた)商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額
※性質や形状を変えないもの:検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたもの。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを除く
- 他の事業所のために卸売業の商品売上の代理行為や仲立人として卸売業の商品売上のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入
- パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額
- × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑤ 小売の商品販売額(商品を個人や家庭に販売する事業)

- 仕入れた商品又は製造した商品を主として家庭用消費者に販売した場合の販売額
- 一般消費者からの注文で金属製及び木製家具を製作し取り付けることによる収入
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で小売した場合の収入
- この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額(菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売)
- 予め調理した飲食料品の小売
- 調剤薬局の医薬品販売
- × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 販売商品に関する修理料、修理を専業としている場合の収入 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」

⑥ 建設事業の収入(完成工事高)(建設工事を行う事業)

- 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、電気通信工事、管工事など)
- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- 製造品の出荷に附帯する据付工事(据付工事費が製造品と分離できる場合)
- × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × プラントエンジニアリング事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑦ 不動産事業の収入(土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業)

- 不動産売買(自己建設によるものを除く)
- 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)
- 不動産売買・賃貸の仲介業務
- × 不動産鑑定事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 公民館など社会教育施設の利用料 ⇒ 「⑥教育、学習支援事業の収入」
- × 展示会会場、集会場などの賃貸(時間又は日数単位で賃貸するもの) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 下宿業 ⇒ 「④宿泊事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × ビルメンテナンス業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 自己建設による不動産取引収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

⑧ 物品賃貸事業の収入(物品を賃貸する事業)

- リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など)
- × 映画配給事業 ⇒ 「⑦情報通信事業の収入」
- × リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × コインロッカー等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑨ 飲食サービス事業の収入(客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業)

- レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス
- 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業
- 注文に応じて調理した料理品の販売(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など)
- 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど)
- × 作り置きした飲食料品の販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス(歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど)
- 保健衛生事業(健康相談事業、水質検査事業など)
- 社会保険事業(公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など)
- 児童福祉事業(保育所、児童養護施設など)
- 介護事業(老人ホーム、通所・短期入所生活(療養)介護事業、訪問介護事業など)
- 障がい者福祉事業
- 社会福祉施設における宿泊施設の収入
- 住居のない要保護者の世帯に対する宿舍提供施設など
- 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工
- × 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)(つづき)

- × 獣医業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 水質汚濁測定分析(環境計量証明) ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。

⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入(各エネルギーの供給などを行う事業)

- 電力事業の収入(電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益)
- 自家発電の電力販売
- ガス事業の収入(ガス売上、託送供給収益)
- 地域冷暖房事業
- 下水道処理施設維持管理業
- × 電気製品の販売店 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 電気工事、給排水設備工事 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × かんがい用水供給 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

⑫ 運輸、郵便事業の収入(旅客の貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業)

- 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
- 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む)
- 飲食店で調理した飲食料物を配達人が自転車等により配達するサービス
- 運輸に附帯するサービス(港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、レッカー・ロードサービス業、水先業、検数・検量業など)
- 運輸施設の利用料収入
- × 運転代行サービス ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 自動車駐車場 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」
- × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑬ 金融、保険事業の収入(資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業)

- 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関
- 金融商品取引業、商品先物取引業
- 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など)
- 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)

⑭ 宿泊事業の収入(宿泊場所を提供する事業)

- 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、キャンプ場の宿泊サービス
※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて「⑭宿泊事業の収入」とします。
- リゾートクラブ事業
- × 社会福祉施設が行う宿泊事業 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 貸家業、貸間業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入(個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業)

- DPE(現像・焼付・引伸)の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料
- 洗濯・理容・美容・浴場事業(リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む)
- 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、運転代行業など
- 衣服裁縫修理業(個人持ちの材料の縫製)
- 食品貸加工業(個人持ちの材料の加工)
- 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業
- 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業(入園料、使用料など)
- ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など
- 家事代行サービス
- × 理容学校・美容学校(各種学校) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × スポーツ・健康教授業 ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)

- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。
- 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など)
- 職業教育事業

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)(つづき)

- 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など)
- × 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- × 他の分類(「小売の商品販売額」、「不動産事業」など)に該当する事業
- × 附属病院における医業収入 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 附属研究所における収入 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × テマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど) ⇒ 「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑰ 情報通信事業の収入(情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業)

- 新聞、書籍の発行
- 機関誌の発行
- 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など)
- 通信に附帯するサービス(携帯電話の契約、解約に関する手数料など)
- 放送サービス(受信料、テレビ放送時間の販売収入など)
- 映画、テレビ番組などの制作、配給
- 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど)
- ニュース供給(通信社のニュース供給など)
- ソフトウェア事業(受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など)
- 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など)
- 各種調査(市場調査、世論調査など)
- 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など)
- ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む)
- ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など)
- インターネット利用サポート業務(電子認証、セキュリティサービスなど)
- サーバハウジング、サーバホスティング
- × デザイン、コピーライター、広告代理業、インターネット広告業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 新聞、書籍等の印刷業務、情報記録物(ゲーム用ディスク等)の複製・製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 携帯電話の販売代金 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」

⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入(学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業)

- 研究、製品開発事業
- 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
- デザイン、機械設計業
- 著述家、芸術家業(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など)
- 広告事業(広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供)
- 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス(製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金(保守・点検費が製造品と分離できる場合))
- 経営コンサルタント事業
- 持株会社における子会社の管理業務(子会社からの配当金、グループ経営指導料など)
- × 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど) ⇒ 「⑰情報通信事業の収入」
- × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 写真現像事業 ⇒ 「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 船積貨物の検査業、検量業、船積貨物鑑定業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑲ 上記以外のサービス事業の収入(他に分類されないサービスを提供する事業)

- 廃棄物処理事業(ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など)
- 自動車整備事業
- 機械等修理事業(機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など)
- 職業紹介・労働者派遣事業
- 建物サービス事業、警備事業
- 事業所サービス事業(コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など)
- 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業
- ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒)
- 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金
- 協同組合の賦課金
- 政治・経済・文化団体の会費収入
- × 観光協会 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × プラントメンテナンス ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 建設、サービス収入の内訳

- 第1面の10欄「①売上(収入)金額」の内訳について『分類表』に記載している分類の中から売上(収入)金額が大きい分類(上位の10種類まで)を選び、その分類番号、建設、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

	分類番号					建設、サービスの種類	売上(収入)金額						又は割合(%)					
							千億	百億	十億	億	千万	百万				十万	万	円
①	0	6	-	0	5	住宅建築工事・同設備工事(元請工事、維持・補修)				2	3	3	0	6	0,000			
②	0	7	-	0	6	不動産売買代理・仲介サービス				1	0	2	7	0,000				
③	0	7	-	1	6	住宅管理サービス(賃貸住宅)					9	1	5	0,000				
④	0	7	-	1	5	住宅管理サービス(賃貸住宅以外)												
	0	7	-	1	0	収納スペース・会議室等賃貸サービス					8	1	3	0,000				
⑤	0	7	-	1	7	非住宅用建物管理サービス												
	1	9	-	2	1	その他の建物維持管理サービス					2	0	0	0,000				
⑥	1	9	-	3	2	集会場賃貸サービス								0	0,000			
⑦			-												0,000			
⑧			-												0,000			
⑨			-												0,000			
⑩			-												0,000			

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

17 建設、サービス収入の内訳

<「分類番号」、「建設、サービスの種類」>

- ①～⑩までは、調査票第1面の 10 欄「①売上(収入)金額」に記入した売上高の内訳について、『分類表(建設、サービス)』に記載している建設、サービスの種類の中から、売上(収入)金額が大きい上位10種類までの「分類番号」、「建設、サービスの種類」を記入してください。
 - ※ 売上(収入)金額がない事業についても、事業を行っていれば記入してください。
 - ※ 『分類表(建設、サービス)』に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。
 - ※ 具体的な記入例については14ページを参照してください。
- ①～⑩までに記入する「分類番号」、「建設、サービスの種類」について、印字されている内容を以下の順に確認・修正してください。

(ア)印字のある「分類番号」、「建設、サービスの種類」について

売上(収入)金額が上位10種類以内の
「建設、サービスの種類」が印字されている場合

P12記入例の 17 欄①～③を参照

そのまま「売上(収入)金額」を
記入してください。

行っていない「建設、サービスの種類」が
印字されている場合

P12記入例の 17 欄④、⑤を参照

印字されている「分類番号」、
「建設、サービスの種類」を
二重線で消してください。

売上(収入)金額が上位10種類より小さい
「建設、サービスの種類」が印字されている場合

(イ)印字のない「分類番号」、「建設、サービスの種類」について

印字された「分類番号」、「建設、サービスの種類」以外に、
行っている「分類番号」、「建設、サービスの種類」がある場合

P12記入例の 17 欄④、⑤、⑥を参照

売上(収入)金額が上位10種類までの
「建設、サービスの種類」及びそれに
対応する「分類番号」を記入してください。

- 第1面の 10 欄「①売上(収入)金額」の内訳として含まれる建設、サービスの収入は、記入時点で行っていない場合でも記入します。
- 第1面の 6 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合、収入として得た寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業の売上(収入)金額に含めず、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」としてください。また、この記入がある場合は、補助金等の収入について、それを得た事業活動の区分に従って、第1面の 11 欄「事業別売上(収入)金額」の各事業の売上(収入)金額にも含めて記入してください。具体的な記入例については15ページを参照してください。

<「売上(収入)金額」>

- 「建設、サービスの種類」別に、対応する「売上(収入)金額」を記入してください。金額での記入が難しい場合は、第1面の 10 欄「①売上(収入)金額」に占める割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- 事業を行っているものの、「建設、サービスの種類」に対応する売上(収入)金額がない場合は、「0」万円又は「0」%と記入してください。

複数の事業を行っている「建設会社」の記入例

- 以下は、建設業、不動産業など複数の事業を行っている「建設会社」の記入例

サービス 関連産業	ア	住宅建設事業(完成工事高).....	2億3306万円	(建設事業)
	イ	不動産仲介事業(仲介手数料収入).....	1027万円	(不動産事業)
	ウ	住宅管理事業(不動産経営収入).....	915万円	(不動産事業)
	エ	会議室等賃貸事業(会議室の賃貸収入).....	813万円	(不動産事業)
	オ	マンション管理事業(不動産管理サービス収入)....	200万円	(上記以外のサービス事業)
	カ	集会場等賃貸事業(ホールの賃貸収入).....	0万円	(上記以外のサービス事業)
	キ	卸売事業(建築資材の卸売).....	300万円	(卸売業)
ア~キの合計			2億6561万円	

- (1) 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」は、上記のア~キの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				2	6	5	6	1	0,000

- (2) 調査票第1面の11欄「事業別売上(収入)金額」は、上記(1)の事業別の内訳になります。

事業別内訳	売上(収入)金額									又は割合(%)		
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を		
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000			
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000			
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)					3	0	0		0,000			
⑤ 小売の商品販売額									0,000			
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)				2	3	3	0	6	0,000			
⑦ 不動産事業の収入				2	7	5	5		0,000			
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000			
⑨ 上記以外のサービス事業の収入					2	0	0		0,000			
合計										1	0	0

- (3) 調査票第2面の17欄「建設、サービス収入の内訳」は上記(2)のうち建設、サービスの事業内容ごとの内訳となります。この例においては、**建設、サービス関連産業ではないキを除き、ア~カの事業内容ごとに「分類番号」、「建設、サービスの種類」、「売上(収入)金額」の各欄に記入**します。

分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額									又は割合(%)
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 06 - 05	住宅建築工事・同設備工事(元請工事、維持・補修)				2	3	3	0	6	0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を
② 07 - 06	不動産売買代理・仲介サービス				1	0	2	7	0,000		
③ 07 - 16	住宅管理サービス(賃貸住宅)						9	1	5	0,000	
④ 07 - 10	収納スペース・会議室等賃貸サービス						8	1	3	0,000	
⑤ 19 - 21	その他の建物維持管理サービス						2	0	0	0,000	
⑥ 19 - 32	集会場賃貸サービス								0	0,000	

「会社以外の法人」が寄付金、補助金、運営費交付金等を収入として得た場合の記入例

- 農地の売買の代理を行っている公益社団法人の記入例

ア 事業活動による収入(寄付金、補助金、運営費交付金等の収入を除く)	3億5000万円(不動産売買代理・仲介サービス)
イ 寄付金収入	300万円
ウ 補助金収入	8500万円
ア～ウの合計	4億3800万円

- (1) 調査票第1面の **10** 欄「①売上(収入)金額」は、**寄付金、補助金、運営費交付金等を含めた**、上記のア～ウの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				4	3	8	0	0	0,000

- (2) 調査票第1面の **11** 欄「事業別売上(収入)金額」は、上記(1)の事業別の内訳になります。**寄付金、補助金、運営費交付金等の収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上(収入)金額」に含めて記入してください。**
 ここでは、「不動産事業」の事業活動について得た寄付金、補助金であるため、「⑦不動産事業の収入」欄の「売上(収入)金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上(収入)金額								
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入									0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)									0,000
⑤ 小売の商品販売額									0,000
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)									0,000
⑦ 不動産事業の収入				4	3	8	0	0	0,000
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000

- (3) 調査票第2面の **17** 欄「建設、サービス収入の内訳」は上記(2)のうち建設、サービスの事業内容ごとの内訳となります。**寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業(この例においては「07-06 不動産売買代理・仲介サービス」)に含めず、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」として、「売上(収入)金額」を記入します。**

	分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額							又は割合(%)		
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万		万	円
①	07 - 06	不動産売買代理・仲介サービス				3	5	0	0	0	0,000	
②	20 - 03	寄付金、補助金、運営費交付金等				8	8	0	0	0,000		

● あらかじめ記入欄に「***」が印字されている場合は、記入の必要はありません。

18 業態別工事種類

・第1面の10欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑥建設事業の収入(完成工事高)」が最も多い場合は、下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 2番目

301 土木一式工事	310 屋根工事 (311 金属製屋根工事を除く)	318 ほ装工事	326 熱絶縁工事
302 建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	311 金属製屋根工事	319 しゅんせつ工事	327 電気通信工事
303 木造建築一式工事	312 電気工事	320 板金工事	328 造園工事
304 建築リフォーム工事	313 管工事	321 ガラス工事	329 さく井工事
305 大工工事	314 タイル・れんが・ブロック工事 (315 築炉工事を除く)	322 塗装工事	330 建具工事
306 左官工事	315 築炉工事	323 防水工事	331 水道施設工事
307 とび・土工・コンクリート工事 (308 はつり・解体工事を除く)	316 鋼構造物工事	324 内装仕上工事	332 消防施設工事
308 はつり・解体工事	317 鉄筋工事	325 機械器具設置工事	333 清掃施設工事
309 石工事			

18 業態別工事種類

- **業態別工事種類の中から**、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目の一つだけ記入してください。
- 業態別工事種類については、**右表の【許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示】**を参考に、該当するものを選択してください。

19 相手先別収入割合

・第1面の10欄「①売上(収入)金額」について、その収入を得た相手先別の収入割合(%)の合計が100となるように記入してください。(小数点以下四捨五入)

・第1面上部の「区分」欄が「1」の場合は、記入不要です。

収入を得た相手先	収入額割合(%)
① 個人(一般消費者)	
② 個人以外	
合計	100

19 相手先別収入割合

<調査票第1面上部の区分欄(例)>

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*	区分
				1

- 調査票第1面上部の「区分」欄が「1」の場合は、記入の必要はありません。
- 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- 「①個人(一般消費者)」
 - ・ 一般消費者から得た収入について記入してください。他の事業者・事業所から得た収入を含めません。
 - ・ 農林漁家から一般消費者として得た収入はここに含めます。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「②個人以外」に含めます。
 - ・ クリーニング、デジタル画像のプリント又は写真(現像・焼付・引伸)などの取次業については「②個人以外」に含めます。
 - ・ 旅行者から支払われた宿泊費などは「②個人以外」に含めます。
- 「②個人以外」
 - ・ 民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引などによる収入について記入してください。

備考

令和7年1月から2月まで改装のため休業

備考

- 令和7年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

【許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示】

以下の表は、年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」と「業態別工事種類」との対応を示しています。併せて建設工事の内容や例示も参考としてください。

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示	
土木工事業	301	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築工事業	302	建築一式工事(303を除く)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外
	303	木造建築一式工事		木造建築
	304	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事	
大工工事業	305	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事業	306	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
とび・土工工事業	307	とび・土工・コンクリート工事(308を除く)	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事、法面保護工事、屋外広告物設置工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	
	308	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事	
石工事業	309	石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	
屋根工事業	310	屋根工事(311を除く)	屋根ふき工事	金属製屋根以外
	311	金属製屋根工事		金属製屋根
電気工事業	312	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
管工事業	313	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	
タイル・れんが・ブロック工事業	314	タイル・れんが・ブロック工事(315を除く)	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、石綿スレート工事、サイディング工事	
	315	築炉工事	築炉工事	
鋼構造物工事業	316	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	
鉄筋工事業	317	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	
ほ装工事業	318	ほ装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	
しゅんせつ工事業	319	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	
板金工事業	320	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	
ガラス工事業	321	ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事業	322	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	
防水工事業	323	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	
内装仕上工事業	324	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	
機械器具設置工事業	325	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	
熱絶縁工事業	326	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電気通信工事業	327	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	
造園工事業	328	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	
さく井工事業	329	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事業	330	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事業	331	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	
消防施設工事業	332	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	
清掃施設工事業	333	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	

経済センサス - 活動調査

【06】 調査票 (建設業、不動産業、物品賃貸業)

※ 第1面(建設業)が記入できない団体(建設業)の場合は、(建設業)建設、サービス収入の内訳及び(建設業)建設別工事種類については、記入不要です。

17 建設、サービス収入の内訳

※ 第1面の「建設」欄(売上(収入)金額の内訳)について「分類表」に記載している分類のうち(上位の10種類まで)を選び、その分類番号、建設、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満は四捨五入)
 ※ 金額で記入できない場合は、第1面の「建設」欄(売上(収入)金額)に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額		又は割合(%)
		千円	百円	
1			0.000	
2			0.000	
3			0.000	
4			0.000	
5			0.000	
6			0.000	
7			0.000	
8			0.000	
9			0.000	
10			0.000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

建設
業
種
別
工
事
種
別

建設
業
種
別
工
事
種
別

19 相手先別収入割合

※ 第1面の「建設」欄(売上(収入)金額)について、その収入を得た相手先別の収入割合(%)の合計が100となるように記入してください。(小数点以下四捨五入)
 ※ 第1面上部の「建設」欄が「1」の場合は、記入不要です。

収入を得た相手先	収入割合 (%)
① 個人(一般消費者)	
② 個人以外	
合計	100

備考

18 業種別工事種類

※ 第1面の「建設」欄「事業別売上(収入)金額のうち(建設事業の収入(完成工事高))が最も多い場合は、下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1 番目	2 番目	3 番目	4 番目	5 番目	6 番目	7 番目	8 番目	9 番目	10 番目
301 土木一式工事	310 屋根工事	318 塗装工事	326 熱絶縁工事						
	(311 金属屋根工事を除く)								
302 建築一式工事	311 金属製屋根工事	319 しゅんせつ工事	327 電気通信工事						
	(303 木造建築一式工事を除く)								
303 木造建築一式工事	312 電気工事	320 板金工事	328 通風工事						
304 建築リフォーム工事	313 管工事	321 ガラス工事	329 さく井工事						
305 大工工事	314 タイル・れんが・ブロック工事	322 塗装工事	330 建具工事						
	(315 窯炉工事を除く)								
306 左官工事	315 窯炉工事	323 防水工事	331 水道施設工事						
307 とび・はエ・コンクリート工事	316 鋼構造物工事	324 内装仕上工事	332 消防施設工事						
(308 はつり・解体工事を除く)									
308 はつり・解体工事	317 鉄筋工事	325 機械器具設置工事	333 清掃施設工事						
309 石工事									

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。